

公益社団法人 だて青年会議所 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、公益社団法人だて青年会議所(英文名 Junior Chamber International DATE) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福島県伊達市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、地域社会及び国家の健全な発展を目指し、不特定且つ多数の者(以下「公共」という。)の利益(以下「公益」という。)と公共の福祉とを向上させ、政治、経済、社会、文化等の発展に寄与するために、会員相互が連携し資質と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するために次の各号を順守すべき原則とする。

- (1) 本会は、非営利にて活動する非営利法人であり、営利を目的とした事業は行わない。ただし、公益に資する事業(以下「公益目的事業」という。)を行うために不可欠な収益事業等については、この限りではない。
- (2) 前項ただし書きにおける収益事業等の利益(以下「収益」という。)は、その収益の 50%を、当年度の公益目的事業に支出する、又は、公益を受益する者の受益範囲の拡大及び受益機会の拡大を可能とするために、翌年度における公益目的事業に支出する。
- (3) 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
- (4) 本会は、これを特定の政党のために利用しない。
- (5) 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
- (2) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (4) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (5) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (6) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (7) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

- (8) 国際相互理解の促進、開発途上にある海外の地域に対する経済協力及び国際社会への貢献を目的とする事業
- (9) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪の被害者の支援を目的とする事業
- (10) 前各号に定めるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業
 - 2 前項の事業については福島県において行うものとする。
 - 3 第1項に定めるもののほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
 - (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
 - (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会 員

(会員の種別)

第7条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 正会員は、伊達市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町又はその周辺に居住又は勤務し、本会の趣旨及び目的に賛同し会員としての義務を履行できる満20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において承認された者をいう。ただし、年度中に40歳に達するときは、その年度内は正会員の資格を有するものとし、また、40歳に達した事業年度中に理事長の職にあり、続いて次年度に第33条に定める直前理事長に就任した者は就任した事業年度の終了まで正会員としての資格を有する。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その発展を望む個人、法人又は団体は、理事会の決議により、賛助会員となることができる。
- (3) 特別会員 特別会員は、40歳に達した年の事業年度末日まで正会員であって、理事会で承認された者をいう。
- (4) 名誉会員 本会に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(入 会)

第8条 本会の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。
- 3 このほか入会に関する事項は、別に定める規則による。

(会員の権利及び義務)

第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 正会員は、本定款その他の規定を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。
- 3 賛助会員、特別会員及び名誉会員については、別に定める規則による。

(会費等の納入義務)

第10条 正会員は、入会に際し総会において定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員及び特別会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
- 4 名誉会員からは会費を徴収しない。

(会員の役務等の提供と報酬)

第11条 本会の会員は、無報酬とする。

- 2 第3条の目的を達成する事業を実行するために不可欠となる事業の企画立案から完了までに提供する役務は無償で行なうものとする。(以下「無償の役務の提供」という。)
- 3 前項のために無償の役務の提供を受けた本会は、当該役務の提供に関して通常負担すべき額を、合理的な算定根拠に拠るか、役務等の提供地における最低賃金に基づいて計算し、その額について理事会の承認を得るものとする。
- 4 上記2項及びに3項の規定は、当該正会員の了承を得て行うものとする。事業遂行において不可欠となる専門的な知識や技術等の履行が有償でないと不可能である場合、また当該正会員からの了承が得られない場合においては、理事会の承認をもって有償で行うことが出来る。

(資格の喪失)

第12条 本会の会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第13条により退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 第14条により除名されたとき。
- (4) 正会員全員が同意したとき。

(退 会)

第13条 会員が本会を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会に報告しなければならない。

(除 名)

第14条 正会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の日から1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 賛助会員又は特別会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。
 - 4 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第15条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 本会の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他拠出金品の返還の請求をすることができない。

(休 会)

- 第16条 正会員がやむを得ない事由により長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は免除しない。
- 2 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

第 3 章 総 会

(種 類)

- 第17条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会、毎年1月に開催する定時総会をもって、同法上の定時社員総会とする。

(構 成)

- 第18条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

- 第19条 総会は、次の各号を議決する。
- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 理事長候補者の選出
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 事業報告及び会計報告の承認
 - (6) 本会の解散及び残余財産の処分方法
 - (7) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ① 役員選任の方法に関する規則
 - ② 会員資格に関する規則
 - ③ 会費及び入会金に関する規則

- (8) 正会員の除名
- (9) 特定費用準備資金への資金繰り入れ及び特定費用準備資金の取り崩し
- (10) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開 催)

第20条 定時総会は、毎年3回(1月、8月、12月)開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第21条 総会は、理事長が招集する。ただし、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集するには、次の事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なくその日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、第2項第3号又は第4号に掲げる事項を決定した場合には、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第22条 総会の議長は、理事長又は正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第20条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第23条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。ただし、休会中の正会員は現在数及び定足数に算入しない。

(議 決)

第24条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。また、理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定足数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第25条 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第23条及び第24条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとする。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第28条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める総会規則による。

第 4 章 役 員 等

(役員)

第29条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上20名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同

法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。ただし、理事長を選定する場合においては、総会の決議により理事長を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法による
- 4 本会の理事のうち、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 本会の監事には、本会の理事（配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会の常務を処理する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第33条 理事の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(辞任及び解任)

第34条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。
- 3 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第35条 本会には、直前理事長を置く。また必要に応じ顧問を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。
- 3 顧問は理事会の議決により理事長経験者のうちから選任し、理事長の諮問に答え、又は業務について必要な助言を行うことができる。
- 4 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第33条及び第34条の規定を準用する。
- 6 直前理事長等は無報酬とする。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者の間における本会とその理事との利益が相反する行為
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事項を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱については第49条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第38条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第39条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職。
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 総会で決する以外の規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務執行についての監督
 - (5) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第38条の責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度11回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の1つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が自ら招集をしたとき。
- (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が自ら招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及

び前条第3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事並びに直前理事長に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第43条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長を選任する場合に限り、理事の互選とする。

(定足数)

第44条 理事会は、議決に加わることができる理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第45条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事2名がこれに記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第49条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会、企画室及び委員会

(例会)

第50条 本会は、原則として毎事業年度9回以上、例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(企画室及び委員会)

第51条 本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために企画室及び委員会を置くほか、必要に応じて特別室、部会を置くことができる。

2 企画室は、室長1名、副室長1名以上2名以内、室員若干名をもって構成する。

3 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上2名以内、委員若干名をもって構成する。

4 特別室は、室長1名、副室長1名以上2名以内、室員若干名をもって構成する。

5 部会は、部会長1名、副部会長1名以上2名以内、部会員若干名をもって構成する。

6 室長、副室長、委員長、副委員長、部会長及び副部会長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

7 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員が企画室若しくはいずれかの委員会、特別室又は部会に所属しなければならない。

8 企画室、委員会、特別室及び部会の議事録については、第27条第2項を準用する。

9 その他、企画室及び委員会の運営については、理事会の決議により別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第52条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

2 本会の経費は前項の財産をもってこれに充てる。

(財産の管理及び運用)

第53条 本会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める規則による。

(会計年度)

第54条 本会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(会計原則及び区分)

第55条 本会の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、公益法人会計基準を準用するものとする。

- 2 公益目的事業を実施達成するために必要な非営利な無償の役務の提供並びに無償の利益の提供については項目を区分して合理的且つ公正に記載し、証明する書類を作成しなければならない。
- 3 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等毎に区分して経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第56条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第57条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 収支計算書
- (4) 収支計算書の附属明細書
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (8) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第5号、第6号及び第8号の書類については、毎年1月に開催される定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 本会は第2項の定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第58条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」

という。) 施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

(特定費用準備資金)

第59条 本会は第3条、第4条、第5条を将来に渡り継続的に達成し、公益の範囲並びに機会の拡大のために、特定費用準備資金を以下の目的のために保持する。

(1) 「青少年等健全育成事業準備資金」

第5条3項4項5項に規定する、国民、青少年、並びに地域社会の健全な育成発達に寄与し、その受益範囲並びに受益機会の拡大のため。

(2) 「周年事業準備資金」

本会の周年時に行う事業のうち、本会の目的を達成するための公益目的事業を実行するため。

- 2 特定費用準備資金は各目的毎に他の資金等と明確に区分して管理し、貸借対照表の特定資産に計上しなければならない。
- 3 特定費用準備金への資金並びに収益の繰り入れ、及びその取り崩しについては第19条による総会の決議を必要とする。
- 4 各準備資金は、その目的である事業への支出に充てる場合以外には取り崩すことができない。目的外のために取り崩す場合には、総会において正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 5 その他の事項については、別に定める規則による。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第60条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第 8 章 管 理

(事務局)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長1名を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。
- 4 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 5 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 6 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第62条 本会の定款及び会員名簿については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 次の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) 監査報告
 - (8) 理事及び監事の名簿
 - (9) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 3 総会及び理事会の議事に関する書類は主たる事務所に10年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

（情報の公開）

第63条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第64条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期さなければならない。

（公告）

第65条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第66条 本定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

（合併等）

第67条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2

以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為を行おうとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第68条 総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第69条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする他の公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第70条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(清算人)

第71条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第 11 章 補 則

(委任)

第72条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事 木幡 睦人
阿部 真吾

佐藤 充永
菅野 譲
高田 祐太
海老原 嗣
大橋 松太郎
阿部 真吾
直江 秀市
山田 愛
水口 照章
菊池 研
大石 洋介
監事 新井 大介
 中原 聡美

4 本会の最初の理事長は木幡 睦人とする。